武蔵野市男女平等推進団体登録継続(抹消)届

年 月 日

武蔵野市長 殿

武蔵野市男女平等推進団体登録要綱第6条の規定により、下記のとおり登録の継続(抹消)を届け出ます。

記

| 団体名 | | | |
|----------------------------------|---------------------------------------|-------------------------|----|
| 団体の 所在地等 又は 代表者の 住所等 | ※団体名簿及びホームページへの掲載が不可なものにチェックを付けてください。 | | |
| | □住 所 | | |
| | □代表者氏名 | | |
| | □電話 | □FAX | |
| | □メールアドレス | | |
| | □ホームページアドレス | | |
| 連絡先 | 住所 | | |
| | 連絡者氏名 | | |
| | 電話 | FAX | |
| | メールアドレス | | |
| 会員数 | 総数()人 | うち市内在住・在勤・在学 ()人、 市外 (|)人 |
| 発足年月日 | | 年 月 日 | |
| 団体の目的 | | | |
| 活動の内容 | | | |
| 活動日 | 活動日(|) 主たる活動場所(|) |
| 会費の有無 | 有 • 無 | 月額・年額(|)円 |
| 会員の募集 | 1 随時募集 2 | 募集しない 3 その他(|) |
| 今年度の 補助金申請 | □申請する(| 月頃) 口申請しない 口検討中 | |
| ロッカー の使用 | □希望する □希望しない (ロッカー使用時の注意事項は裏面を参照ください) | | |

ロッカー使用時の注意事項

- (1) 使用期間は、団体登録を認定された日から、その日の属する年度の3月31日までです。
- (2) 使用できるロッカーは一団体一個です。
- (3) 保管する物品は、団体で使用する物に限ります。
- (4) ロッカー内に貴重品、破損しやすいもの、危険物を保管することはできません。また、保管する物品について、破損や紛失等が生じても、市は一切責任を負いません。
- (5) ロッカー使用を終了し、撤去する場合は、至急ご連絡ください。